

鳥取県庁 A I 活用ガイドライン（暫定版）

令和 5 年 8 月 1 日
鳥取県デジタル改革課

ChatGPT をはじめとする生成 A I は革新的な技術であり、今後多様な分野での有効活用が期待されるが、意図しない非公開情報の漏えいや著作権侵害が発生するなどのリスクも指摘されている。

また、生成 A I の取り扱いについては、住民やその代表である議会等で意見集約する意思決定プロセスを重んじる民主主義や地方自治の本旨を踏まえ、以下の視点が重要である。

- ・地域のことは地域で考え、地域で決めるのが民主主義や地方自治の要諦であること。
- ・地域が抱える真の課題やその課題の解決案は、生成 A I からは出てこないこと。
- ・現場主義を貫き、県民・企業・団体・市町村等の声を丁寧に聞きかなければ、優れた施策は策定できないこと。

本県は、職員が生成 A I を含めた A I 技術を適正に使用するための具体的な方針『鳥取県庁 A I 活用ガイドライン（暫定版）』を策定した。本ガイドラインは、必要により、今秋設置する『先端技術と民主主義のあり方等を考える研究会（仮称）』の成果を反映することとしている。

1 庁内の業務効率化に向け A I 技術を適正に活用するための留意点

A I が生成した内容を県の施策方針の策定や意思決定に使用しない

⇒特に、答弁資料の作成、予算編成、重要な政策決定に係るものに関しては使用を禁止する

(1) 自然言語生成 A I（ChatGPT 等）

①活用は主に事務作業の補助やヒント集めの範囲に留めること

生成 A I については、事務作業の補助としての活用に限定することを原則とすること

【活用例】要約、翻訳、プログラムコード作成時における補助

②情報の根拠を確認すること

生成された情報には誤りが含まれていることを前提に、必ず情報の正確性を精査すること

③非公開情報（機密情報）を、生成A Iに入力しないこと

特に、個人情報や内部の情報システムに係る重要情報を入力しないこと

【禁止例】個人の住所や氏名、生年月日、財産その他個人を紐づける情報や、庁内ネットワークや各種システムに係る構成情報及び設定情報等

※個人が所有する端末であっても同様

④著作権侵害等が危惧される情報の入力及び転用行為は行わないこと

生成された内容をそのまま使わないこと

【禁止例】文章、ロゴやデザイン、音楽、高度なプログラム等

⑤不正な目的で利用しないこと

プログラムコード生成機能を悪用し、不正ソフト等を開発しない。業務外の目的で利用しない。信頼失墜に繋がる利用は行わないこと

(2) その他汎用A I (AI-OCR、AI 音声認識等)

①機密情報の漏えいリスクを回避すること

インターネット上のクラウドサービス (SaaS ※) を活用する場合は、機密情報を扱わないこと

※「Software as a Service」の略称。サービス提供事業者が提供しているソフトウェアを、インターネット等を経由してユーザーが利用可能なサービスのこと

②情報の正確性を確認すること

出力された情報は、必ずしも正確でないことから、必ず内容を精査すること

2 A I 技術を活用した県民サービスを適正に提供するための留意点

県民等からの問い合わせにA I 技術を活用して自動回答するサービスを提供する場合は、回答内容をA I に任せることなく、原則、県が回答の内容に責任を持てる仕組みを提供すること

⇒発信する情報の内容に対し、県として責任説明が担保できないA I 技術は原則として活用しないこと

※A I による自動回答の内容を制御できないシステムの場合は、A I 技術で生成された情報であることを明示すること